

# そうだ、投票に行こう

## 「教員って、選挙に行ってもいいんですか？」 「投票用紙はどこで手に入るんですか？」

突然の衆議院解散にマスコミも様々な報道をしていますが、職場で話題になっていくのでしょうか？

選挙が近づくと教育委員会や管理職からの通達で、誤った認識になっている先生たちがいることを耳にします。

「教員って、選挙に行ってもいいんですか？」

「投票用紙はどこで手に入るんですか？」

これは多摩地区の学校で本当にあった話です。

公務員は政治活動が制限されていますが、政治に興味を持ったり、政治の話をしてはいけないというところではありません。

ましてや投票をしてはいけないということはありません。

議会に国民の代表を選

# 北多摩西ニュース

**No. 6**

国分寺市光町1-40-12  
Tel 042-576-1161(代)  
Fax 042-575-0529  
E-mail: kitanisi@crux.ocn.ne.jp  
東京都教職員組合  
北多摩西支部情宣部

### 全教職員配布

### 秋季年末闘争、都労連・都教組重点要求(抜粋)

- (1) 暮らしを支え、安心して教育に打ち込める賃金大幅引上げ！
- (2) 期限付任用教員、再任用・非常勤職員の更新希望者全員雇用！
- (3) 学校事務職員・栄養職員にふさわしい人事給与制度実現！
- (4) 長時間過密労働打開！教職員定数大幅増、持ち時間縮減、業務削減！
- (5) パワー・ハラスメント根絶、防止指針策定！全ての区市町村での相談窓口設置を！
- (6) 退職手当削減反対！支給額水準維持・改善！

日 程

1. 批准投票用紙分会着 10月10日(火)  
支部着その後発送作業
2. 各分会で論議、投票 10月16日(月)～19日(木)
3. 各地区協で集約 10月20日(金) →支部へ報告
4. 都教組戦術委員会 10月26日(木)
5. 11月中旬 統一行動予定(日程未確認)

出している日本では、選挙は国民の権利です。その権利が、昨年18歳以上に改正されました。高校3年生が投票しているのに、子どもたちを教えている先生が投票していないという事態が生じているわけです。

各種の報道や、「選挙公報」も手元に届きます。自分たちの生活や、子どもや教育にとってどの政党・候補者がいいのかわく考え、投票に行きましよう。

☆投票日10月22日(日)

※当日が厳しいなら、公示日から市役所等で、夜8時まで期日前投票ができます。

### 衆議院選挙のしくみ

公 示	10月10日(火)
投 票 日	10月22日(日) 7:00～20:00 選挙管理委員会から配布されたハガキを持参
期日前投票	10月11日(火)～21日(土) 8:30～20:00
選 挙 内 容	①衆議院選挙区候補 (小選挙区) ②比例代表 (党名を記入) ③最高裁判所国民審査

### 学校の窓

▼中学二年生

都内班行動の校外学習。T君の規則破りを班長が報告し、私たちは翌日の放課後、彼を呼びました。自分の失敗を素直に認め指導を終わろうとしたとき、若い担任が「T、親とどうまくいっているのか？」と聞きます。しばらくジッと黙っていた彼は、ポロポロと大粒の涙を流し、「父さんと母さん、別れるかもしれないって…」と告白します。彼ぼつりぼつりと家族の状況や自分の思いを打ち明けます。▼T君の行動の裏には、家族に対する不安やどうすることもできない自分へのいらだちがありました。私は若い担任がTの思いをじっくり聞く姿に驚きもし、頼もしくも思いました。通り一遍の「指導」で終わらせずに、その子に寄り添うのは、子どもの自立を支える上で何より大切です。しかし、命を削るような忙しさの中で、学校から失われつつあるとも感じます。▼その放課後の話の終わりに「俺たちはお前の見方だぞ」と担任が言う。T君は恥ずかしそうに笑いました。

(T・Y)